

2012年1月12日 全4頁

バーゼル委、流動性カバレッジ比率規制の緩和を容認

資本市場調査部 制度調査課
金本 悠希

ただし、導入時期は当初予定通り 2015 年とすることを再確認

[要約]

- 2012年1月8日、バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループが会合を行い、流動性カバレッジ比率規制をストレス時に緩和することを容認する一方、その導入時期は当初予定通り 2015 年からとすることが合意された。
- 流動性カバレッジ比率規制は、金融危機の反省を踏まえて合意されたバーゼルⅢの一部であり、銀行に高品質の流動性（「適格流動資産」）の確保を求めるもの。銀行の中には、少なくとも現時点ではこの規制を遵守することが厳しいところもあり、規制を緩和するよう規制当局に働きかけを行っている模様である。そのような中で、導入時期を予定通り 2015 年とする旨公表したことの意義は小さくない。
- 流動性カバレッジ比率規制の内容は 2012 年末までに完成する予定であり、今後注目される点は、民間銀行の規制緩和の意向を踏まえ、現段階で現金や国債などに限定されている「適格流動資産」を株式や社債一般などにまで拡大するか否かである。また、最近の欧州債務問題で明らかになったように、全ての国債が必ずしも安全で流動性が高いとはいえない状況になっているため、「適格流動資産」と認められる国債が限定される可能性も考えられる。

1. はじめに

○2012年1月8日、バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（以下、総裁・長官グループ）が会合を行い、以下の点に合意した¹。

- ①バーゼル規制枠組みの各国による実施状況をバーゼル委が評価するアプローチを承認
- ②流動性カバレッジ比率規制のストレス時における緩和を容認
- ③流動性カバレッジ比率規制を 2015 年に導入することへのコミットメントを再確認

○①は、バーゼルⅡ・バーゼル 2.5・バーゼルⅢの各国の実施状況をバーゼル委が評価するもので、その評価結果は公表されることとされた。また、日本・米国・EU について 2012 年第 1 四半期から相互審査を行うことが明らかにされた。

○②③の流動性レバレッジ比率規制は、金融危機の反省を踏まえ、銀行に流動性の確保を求める規制で

¹ 2012年1月8日付総裁・長官グループ・プレスリリース（<http://www.bis.org/press/p120108.htm>）参照。

あり、2010年12月に規則文書が公表されたバーゼルⅢの一部である（2015年1月から導入）。銀行の中には、少なくとも現時点ではこの規制を遵守することが厳しいところもあり、規制を緩和するよう民間銀行が規制当局に働きかけを行っている模様である。そのような中で、（ストレス時における緩和を容認する一方）導入時期を予定通り2015年とする旨公表したことの意義は小さくない。

2. 流動性カバレッジ比率規制とは

（1）流動性カバレッジ比率規制とは

○リーマン・ショックを発端とする先般の金融危機において、多くの銀行が適切な水準の自己資本を備えていたにもかかわらず、流動性（手元資金）不足に陥り困難に直面した。そこで、バーゼルⅢでは、自己資本の水準を引き上げただけでなく、銀行に流動性を確保させるため、30日間の厳しいストレス期間を乗り越えるのに十分な質の高い流動性リソースを備えるよう求める「流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）」規制を導入することとされた²。

図表1 流動性カバレッジ比率（LCR）規制

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}} \left(= \frac{\text{下記1}}{\text{下記3 - 下記2}} \right) \geq 100\%$$

1. 適格流動資産

項目	掛け目
(レベル1資産)	
現金、中銀預金、リスク・ウェイトが0%の国債、中銀発行証券、政府/中銀保証債等	100%
(レベル2資産)	
リスク・ウェイトが20%の政府・公共部門の資産、および高品質の非金融社債、カバードボンド ^(注1)	85%

2. 主な資金流入項目^(注2)

項目	掛け目
30日以内に満期を迎える金融機関向け健全債権	100%
30日以内に満期を迎えるその他の健全債権	50%

3. 主な資金流出項目

項目	掛け目
リテール預金	
安定した ^(注3) 個人・中小企業預金	5%
その他の個人・中小企業預金	10%
ホールセール調達	
預金保険制度の保護対象 ^(注4)	5%
無担保調達	
安定した事業法人、政府・中銀等、金融機関からの調達 ^(注5)	25%
上記以外の事業法人、政府・中銀等からの調達	75%
上記以外の金融機関からの調達	100%
有担保調達 ^(注6)	0%~100%
3ノッチ格下時の追加担保需要	100%
非金融法人向けの信用供与枠（未使用額） ^(注7)	5%~10%
金融機関向け信用供与枠（未使用額）	100%

(注1) 適格流動資産に占める割合の上限は40%（基本提案の50%から引下げ）。高品質の定義は信用格付けAA-相当以上に加え、定量的な基準を追加導入する予定（具体的な基準は観察期間中に検討）。

(注2) 資金流入総額の上限は資金流出額の75%。

(注3) リテール/中小企業預金の安定性を判断する基準は、預金保険制度の保護対象かつ給与振込み先口座である等、顧客との関係が強固であること。

(注4) 本邦では決済性預金が該当。

(注5) 事業法人、政府・中銀等、金融機関からの預金の安定性を判断する基準は、清算業務、カストディ業務、キャッシュマネジメント業務を提供していること、または、協同組織金融機関の系統預金のうちの預託義務額。なお、該当する銀行預金の預金先は当該預金からの資金流入を0%とする必要。

(注6) レベル1資産を担保とした場合は0%、レベル2資産を担保とした場合は15%、それ以外は100%（但し、政府・中銀等を取引相手とする場合は25%）。

(注7) リテール/中小企業向けのクレジットライン未使用枠について5%へ引き下げ。

(出所) バーゼルⅢ規則文書及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」（2011年1月）を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

² 流動性比率規制として、流動性カバレッジ比率規制に加え、銀行に1年間にわたる資産・事業の流動性特性に基づいて安定的に必要なとされる調達額を備えるよう求める「安定調達比率（NSFR: Net Stable Funding Ratio）」も導入されている。

○流動性カバレッジ比率規制は、2010年12月に公表された規則文書では、2011年から観察期間が開始され、2013年半ばまでに最終案が取りまとめられ、2015年1月1日から適用される予定とされていた（後述のように、最終案の取りまとめが2012年末までに前倒しされた）。

（2）各国金融機関の流動性カバレッジ比率の状況³

○2011年9月に国際金融協会（IIF）が、日米欧の銀行の流動性比率（2010年末時点）を推計している⁴（図表2参照）。流動性カバレッジ比率に関して、我が国の銀行は良好な状況にある一方、ユーロ圏の銀行の比率が低いことが見て取れる。

図表2 各国銀行の流動性カバレッジ比率の状況の推計（2010年末時点）

日本	米国	ユーロ圏	英国	スイス
108%	86%	69%	81%	87%

（出所）国際金融協会 ”The Cumulative Impact on the Global Economy of Changes in the Financial Regulatory Framework”（2011年9月）より、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

3. 流動性カバレッジ比率規制に関する合意と今後注目される点

○2012年1月8日付総裁・長官グループ・プレスリリースにおいては、以下のように記載され、流動性カバレッジ比率規制をストレス時において緩和することが認められた。

流動性カバレッジ比率が実施されれば、その100%の閾値は、平時における最低基準となる。しかし、ストレス期には、銀行はその流動資産プールを利用することが予想され、結果として最低要件を一時的に下回ることもあり得る。（強調は引用者による）

○2010年12月に公表されたバーゼルⅢ規則文書では、このようなストレス時における例外的扱いは規定されていない。そのため、バーゼル委は今後、「平時に積み上げられた流動資産は、ストレス時に利用されることが意図されていること」をバーゼルⅢ規則文書に明示的に定めることとなる。また、「流動性プールの利用が正当化される状況」についての指針を策定する予定とされており、これは、ストレス状況についての指針を策定するという趣旨と思われる。

³ 2011年11月4日付FT “US banks seek weakened Basel liquidity rules”によると、米国の金融関連のロビー団体の推計において、流動性カバレッジ比率規制を遵守するためには米国銀行全体で1.4兆ドル必要しているとしている。そのため、同団体は、適格流動資産のレベル2資産（ファニーメイ、フレディマック発行証券が含まれる）の上限を40%（現段階の案。図表1注1参照）から引き上げるよう求めている。

⁴ 国際金融協会 ”The Cumulative Impact on the Global Economy of Changes in the Financial Regulatory Framework”（2011年9月）。

○一方、流動性カバレッジ比率を（最低基準として）導入する時期は、当初予定通り 2015 年とすることが再確認された⁵。また、流動性カバレッジ比率に関する規則が 2012 年末までに完成することとされた。

○ただし、最近の欧州債務問題により特に欧州の銀行の財務状況は悪化しており、流動性カバレッジ比率をめぐっては 2015 年の導入時期まで民間銀行から規制緩和への働きかけが予想される。そのような中で今後注目される点は、「適格流動資産」の範囲が見直されるか否かである。

現段階では、「適格流動資産」は現金や国債などに限定されており（図表 1 参照）、株式は認められておらず、社債は一定の高品質のものに限定されている。そのため、民間銀行が規制を緩和すべく、株式や社債一般なども「適格流動資産」と認めるよう規制当局に働きかけていくことも考えられる。

また、このような民間銀行からの働きかけとは別に、最近の欧州債務問題で明らかになったように、全ての国債が必ずしも安全で流動性が高いとはいえない状況になっているため、バーゼル委自身が適格流動資産と認められる国債を限定する可能性も考えられる⁶。

(以上)

⁵ 2012 年 1 月 9 日付 FT "Bank regulators reject industry pleas for delay to liquidity buffer"によると、民間銀行が、流動性カバレッジ比率は、「貸付を抑制し、経済成長を阻害し、銀行システムをソブリン債務危機に対して脆弱にする」と主張して、導入を取りやめるか導入時期を延期し、「適格流動資産」の範囲も拡大するよう要請していた模様。

⁶ 2011 年 12 月 6 日付ブルームバーグ（「バーゼル安全資産の柱が崩壊、国債の役割見直しは必至かー流動性基準」）は、バーゼル委が流動性カバレッジ比率について、「国債がこれまで果たしてきた中心的な役割を低下させることを検討している」旨報じていた。また、「適格流動資産」の範囲について、「現金と国債に加えて、株式の算入と社債の比重拡大を銀行に認める可能性がある」ことも報じていた。